

公布された規則のあらまし

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）

- 1 佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）第 10 条第 1 項に規定する特定退職者の対象者を改めるとともに、退職票の記載事項を改めることとした。（第 10 条の 2 及び様式第 2 号関係）
- 2 条例第 10 条第 1 項に規定する受給期間延長の申出の期間を改めることとした。（第 12 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行することとした。ただし、2 及び 3 については、公布の日から施行することとした。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 21 号）

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令が改正され、母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金が創設されたことに伴い、様式について所要の改正を行うこととした。（様式第 1 号、様式第 6 号、様式第 7 号及び様式第 23 号関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。